

労働法最前線

—労働雇用法および地方労働規定の比較・解説
世澤法律事務所中国律師 (陳軼凡、黄曉軍)

職業病 (3)

第24回

今回は、職業病診断・鑑定過程における手続法上の関連規定を紹介します。

1. 職業病診断・鑑定の手続法の一般規定

(1) 職業病診断の管轄

労働者は、企業所在地、本人戸籍所在地または經常居住地において、法により職業病診断を引き受ける医療衛生機関において、職業病診断をすることができます。(職業病防治法45条)

(2) 職業病診断証明書の発行機関

職業病診断をの発行を引き受ける医療衛生機関は、職業病診断をする際に、3人以上の職業病診断資格を取得した業務執行医師を組織して集団で診断させなければなりません。職業病診断証明書は、診断に参加した医師が共同でこれに署名し、かつ、該当医療衛生機関の審査・押印を経なければなりません。(第47条)

(3) 職業病・疑似職業病発見の際の企業の義務

企業および医療衛生機関は、職業病の患者または疑似職業病患者を発見した場合には、遅滞なく所在地の衛生行政部門と安全生産部門に報告しなければなりません。職業病であると確定診断した場合には、企業は、更に所在地の労働部門に対し報告しなければなりません。(第51条)

(4) 職業病診断鑑定証明書の発行機関

職業病紛争について診断鑑定をする必要のある場合には、当事者が自ら、または当事者が関係衛生行政部門に委託して専門家データの中から機に応じて抽出するという方式で、診断鑑定委員会に参加する専門家を確定します。職業病診断鑑定委員会は、関連規定に従い職業病診断鑑定を行い、当事者に対し職業病診断鑑定書を発行しなければなりません。(第54条)

2. 職業病診断・鑑定における異議の解決方法

(1) 職場の職業病危険性の有無の異議

企業が提供した作業場所の職業病危険性要素の検測結果などの資料に対し、労働者からの異議がある場合、または企業が解散、破産することによって、上述の資料を提供する企業が存在しない場合には、診断・鑑定機関が安全生産部門に調査を申請し、安全生産部門は、申請日から30日以内に判定しなければなりません。(第50条)

(2) 労働者の職業病接触関連事実の異議

診断・鑑定の過程において、労働者の職業史、職業病危険の接触史を確認する場合、当事者が労働関係、職種、職場または当該職場の勤務期間について争議がある場合には、所在地の労働仲裁機関に仲裁を申し立てることができます。仲裁機関は、受理日より30日以内に裁決を下さなければなりません。労働者が仲裁裁決に不服の場合には、人民法院に訴訟を提出することができます。企業が仲裁裁決に不服の場合、職業病診断・鑑定手続きの終了日より15日以内に人民法院に訴訟を提出することができます。ただし、訴訟期間中、労働者の治療費用は、職業病待遇関連規定で支払わなければならない。(第50条)

(3) 職業病診断結果への異議

当事者が職業病診断に対し異議のある場合には、診断をした医療衛生機関所在地の地方人民政府の衛生行政部門に対し鑑定を申請することができます。当事者は、区を設ける市級以上の職業病診断鑑定委員会の鑑定結論に対し不服のある場合には、省、自治区または直轄市の人民政府の衛生部門に対し再鑑定を申請することができます。(第53条)

< 筆者紹介 >

世澤法律事務所中国律師陳軼凡、黄曉軍
世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供しています。
主な業務分野は、コーポレート及びコマーシャル、合併・買収、国際貿易及び競争、訴訟及び仲裁、プライベートエクイティ及びベンチャーキャピタルの投資、銀行及び信託、資本市場及び証券、知的財産権、労働及び社会保障、不動産及び建築工程など。

Web : www.broadbright.com

E-mail : broadbright@broadbright.com

【北京本部】北京市朝陽区建外大街永安東里16号
CBD国際ビル701室

Tel : 010-8513-1818 (中国語、英語) 010-8513-1800
(日本語専用)

Fax : 010-8513-1919

【上海支所】上海市淮海中路93号大上海時代広場
1109室

Tel : 021-5386-1618 (中国語、英語) 021-5386-1109
(日本語専用)

Fax : 021-5386-1619